

官報号外 平成九年五月十六日

○第一百四十四回 参議院會議錄第二十五号

平成九年五月十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

平成九年五月十六日

午前十時開議

第一 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附屬する千九

百九十六年五月三日に改正された地雷、ブーピートラップ及び他の類似の装置の使用の禁

止又は制限に関する議定書(千九百九十六年

五月三日に改正された議定書II)の締結につ

いて承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 商法の一部を改正する法律案(衆議院提

出)

第六 株式の消却の手続に関する商法の特例に

関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した事件

一、特別委員会設置の件

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、特別委員会の設置についてお諮りいた

します。

○議長(斎藤十朗君) 記者会見の問題等を調査し、あわせ

て議器の移植に関する諸問題等を調査するため、

委員三十五名から成る議器の移植に関する特別委

員会を設置いたしたいと存じます。御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、議器の移植に関する特別委員会を設置

することに決しました。

本院規則第二十条の規定により、議長は、議席

に配付いたしました氏名表のとおり特別委員会を指

名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

阿部 正俊君

尾辻 秀久君

岡部 三郎君

小山 孝雄君

関根 則之君

田沢 智治君

中島 真人君

南野知恵子君

大森 礼子君

木庭健太郎君

山崎 順子君

和田 洋子君

大脇 雅子君

照屋 寛徳君

菅野 良子君

西山登紀子君

佐藤 道夫君

栗原 君子君

橋本 敦君

末広真樹子君

中尾 則幸君

渡辺 英野君

木暮 基君

宮崎 秀樹君

山本 保君

山入君

裕君

直君

石渡 清元君

大島 延久君

加藤 紀文君

塙崎 恭久君

(特許別委員会設置の件)過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件

(特許別委員会設置の件)過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件

の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件
(いずれも衆議院送付)
以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺澤芳男君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○寺澤芳男君 ただいま議題となりました議定書二件について、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
両件はいずれも、過度に傷害を与える、無差別に効果を及ぼす特定通常兵器の使用禁止・制限に関する条約に関するものであります。
まず、一九九六年五月三日に改正された地雷等に関する議定書は、同条約に附屬する議定書IIを改正して、地雷等に対する規制を強化しようとするものであります。主な改正点は、規制措置を従来の戦争等に加え内乱にも及ぼすこと、探知不可能な対人地雷の使用は禁止し、自己破壊装置等を有しない対人地雷等の使用は原則禁止とするなど、使用が禁止される地雷の移譲は行わないこと等であります。

次に、同条約の追加議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止することを内容とする新たな議定書IVを同条約に追加することについて定めております。
委員会におきましては、地雷の被害、埋設等の現状、対人地雷の全面禁止に向けた我が国及び諸外国の基本姿勢、地雷除去に関する我が国の協力

と武器輸出三原則との関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願いました。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(高橋十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

両件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(高橋十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(高橋十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたしました。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたしました。

[賛成者起立]

○議長(高橋十朗君) 過半数と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたしました。

[賛成者起立]

○議長(高橋十朗君) 過半数と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めました。

本案に賛成の諸君の起立求めました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたしました。

[賛成者起立]

○議長(高橋十朗君) 過半数と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めました。

本案に賛成の諸君の起立求めました。

官報(号外)

る新株引受権の付与を認めようとするものであります。

次に、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案は、公開会社について、株式を消却する手続を緩和して、定款で授権された範囲内で、取締役会の決議により、自己株式を取得して、消却することができる」としようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聽取するとともに、議員立法で提案するに至った経緯と背景、法制審議会におけるストックオプションについての検討経過及び自己株式の取得に関する情報の開示の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しても附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	田村 公平君	魚住裕一郎君	末広真樹子君	大森 礼子君	西川 玲子君	加藤 修一君	益田 洋介君	林 久美子君	鈴木 正季君	水島 裕君	小林 元君	都築 讓君	浜四津敏子君	寺澤 芳男君	武田 節子君	牛嶋 正君	白浜 重二君	木暮 山人君	片上 公人君	石井 一二君	永野 茂門君	芦尾 長司君	上吉原 一天君		
議長	斎藤 十朗君	松尾 官平君	渡辺 俊君	山本 保君	江本 孟紀君	北澤 俊君	山本 保君	江本 幸三君	平野 健二君	和田 健二君	市川 和田君	岩瀬 岩瀬君	山崎 順子君	平田 洋子君	寺崎 昭久君	足立 清元君	松浦 晴久君	吉田 幸治君	永田 良雄君	平井 順子君	吉田 順子君	野沢 太三君	木庭健太郎君	坂野 重信君	大木 浩君
副議長	高木 博昭君	戸田 敬三君	鈴木 武見	高橋 敬三君	高橋 高橋君	北岡 秀二君	高橋 高橋君	北岡 高橋君	高橋 高橋君	高橋 高橋君															

常田 常田君	堂本 堂本君	依田 依田君	高野 高野君	鈴木 鈴木君	武見 武見君	戸田 戸田君	今泉 今泉君	魯谷 魏谷君	風間 風間君	相君 相君	高橋 高橋君	北岡 北岡君	高橋 高橋君											
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

奥村 奥村君	岩永 岩永君	山崎 山崎君	阿曾田 阿曾田君	吉川 吉川君	青木 青木君	上杉 上杉君	公堯君 公堯君	久世 久世君	倉田 倉田君	遠藤 遠藤君	村上 村上君	正邦君 正邦君	坂野 坂野君	大木 大木君	沓掛 淳君	高木 正明君								
--------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

鹿熊 鹿熊君	斎藤 文夫君	須藤 須藤君	清水 清水君	嘉与子 嘉与子君	下稻葉 下稻葉君	宮崎 宮崎君	秀樹君 秀樹君	竹山 竹山君	裕君 裕君	清木 清木君	幹雄君 幹雄君	片山 片山虎之助君	芳男君 芳男君	吉川 吉川君	青木 青木君	光弘君 光弘君	上杉 上杉君	公堯君 公堯君	久世 久世君	倉田 倉田君	遠藤 遠藤君	村上 村上君	正邦君 正邦君	坂野 坂野君	大木 大木君
--------	--------	--------	--------	----------	----------	--------	---------	--------	-------	--------	---------	-----------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------

安正君 安正君	中曾根 中曾根弘文君	須藤 須藤良太郎君	清水 清水嘉与子君	嘉与子 嘉与子君	下稻葉 下稻葉耕吉君	宮崎 宮崎秀樹君	秀樹君 秀樹君	竹山 竹山君	裕君 裕君	清木 清木君	幹雄君 幹雄君	片山 片山虎之助君	芳男君 芳男君	吉川 吉川君	青木 青木君	光弘君 光弘君	上杉 上杉君	公堯君 公堯君	久世 久世君	倉田 倉田君	遠藤 遠藤君	村上 村上君	正邦君 正邦君	坂野 坂野君	大木 大木君
---------	------------	-----------	-----------	----------	------------	----------	---------	--------	-------	--------	---------	-----------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------

陣内 陣内君	孝雄君 孝雄君	須藤 須藤良太郎君	清水 清水嘉与子君	嘉与子 嘉与子君	下稻葉 下稻葉耕吉君	宮崎 宮崎秀樹君	秀樹君 秀樹君	竹山 竹山君	裕君 裕君	清木 清木君	幹雄君 幹雄君	片山 片山虎之助君	芳男君 芳男君	吉川 吉川君	青木 青木君	光弘君 光弘君	上杉 上杉君	公堯君 公堯君	久世 久世君	倉田 倉田君	遠藤 遠藤君	村上 村上君	正邦君 正邦君	坂野 坂野君	大木 大木君
--------	---------	-----------	-----------	----------	------------	----------	---------	--------	-------	--------	---------	-----------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------

守住 守住君	有信君 有信君	志村 志村	榎原 榎原敬義君	河本 河本英典君	浦田 浦田哲良君	守住 守住君	有信君 有信君	志村 志村	榎原 榎原敬義君	河本 河本英典君	浦田 浦田哲良君	守住 守住君	有信君 有信君	志村 志村	榎原 榎原敬義君	河本 河本英典君	浦田 浦田哲良君	守住 守住君	有信君 有信君	志村 志村	榎原 榎原敬義君	河本 河本英典君	浦田 浦田哲良君	守住 守住君	有信君 有信君
--------	---------	-------	----------	----------	----------	--------	---------	-------	----------	----------	----------	--------	---------	-------	----------	----------	----------	--------	---------	-------	----------	----------	----------	--------	---------

過度に傷害を与えることはあると認められる通常兵器の使用の禁止は制限に関する議定書(平成九年五月三日に改正された議定書)の締結について承認を求める

対艦船用の機雷の使用については、適用しない。

2 この議定書は、条約第一条に規定する事態に加え、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する事態について適用する。この議定書は、暴動、独立の又は戦争的暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

3 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、この議定書に規定する禁止及び制限を適用しなければならない。

4 この議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によって、国の法律及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。

5 この議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。

6 この議定書を受諾した締約国でない紛争当事者に対するこの議定書の規定の適用は、当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的地位を明示的又は默示的に変更するものではない。

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面上に又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設され、人又は車両の存在、接近又は接触によつて爆発するように設計された弾薬類をいう。

2 「遠隔散布地雷」とは、直接敷設されず、大砲、ミサイル、ロケット、迫撃砲若しくはこれらと類似の手段で投射される地雷又は航空機から投下される地雷をいう。ただし、陸上における設備から五百メートル未満の範囲内に投射される地雷については、第五条及びこの議定書の他の関連する規定に従つて使用される場合は、遠隔散布地雷とみなさない。

3 「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発することを第一義的な目的として設計された地雷であつて、一人若しくは二人以上の者の機能を著しく害し又はこれらの者を殺傷するものをいう。

4 「ブービートラップ」とは、外見上無害な物を何人が動かし若しくはこれに接近し又は一見安全と思われる行為を行つたとき突然に機能する装置又は物質で、殺傷を目的として使用者を殺傷するものをいう。

5 「他の類似の装置」とは、殺傷し又は損害を与えることを目的として設計され、取り付けられた弾薬類及び装置(現場において作製された爆発装置を含む。)であつて、手動操作若しくは遠隔操作により又は一定時間の経過後自動的に作動するものをいう。

第二条 質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に貢献する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況の下において明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

6 「軍事目標」とは、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に貢献する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況の下において明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

7 「民用物」とは、6に定義する軍事目標以外のすべての物をいう。

8 「地雷原」とは、地雷が敷設された特定の地域をいい、「地雷敷設地域」とは、地雷の存在により危険な地域をいう。「疑似地雷原」とは、地雷原を模した地雷のない地域をいう。

9 「記録」とは、公式の記録に登録することを目的として、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の位置の確認を容易にするすべての入手可能な情報を取り得するための物理的、行政的及び技術的作業を行うことをいう。

10 「自己破壊のための装置」とは、弾薬類に内蔵され又は外部から取り付けられた自動的に機能する装置であつて、当該弾薬類の破壊を確保するためのものをいう。

11 「自己無力化のための装置」とは、弾薬類に内蔵された自動的に機能する装置であつて、当該弾薬類の機能を失わせるためのものをいう。

12 「自己不活性化」とは、弾薬類が機能するために不可欠な構成要素(例えば、電池)を不可逆的に消耗させる方法によつて当該弾薬類の機能を自動的に失わせることをいう。

13 「遠隔操作」とは、遠くからの指令によつて

制御することをいう。

14 「処理防止のための装置」とは、地雷の一部を成し、地雷を保護することを目的とする地雷に連接され若しくは取り付けられ又は地雷の下に設置されている装置であつて、地雷を処理しようとすると作動するものをいう。

15 「移譲」とは、地雷が領域へ又は領域から物及び管理が移動し、かつ、当該地雷に対する権原を除く。

第三条 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用に関する一般的制限

1 この条の規定は、次の兵器に適用する。

(a) 地雷
(b) ブービートラップ
(c) 他の類似の装置

2 いずれの締約国又は紛争当事者も、自らが使用したすべての地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置についてこの議定書の規定に従つて責任を有するものとし、第十条の定めることによつて、それらを除去し、破壊し又は維持することを約束する。

3 過度の傷害若しくは無用の苦痛を与えるよう設計された又はその性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与える地雷、ブービートラップ又は他の類似の装置の使用は、いかなる状況の下においても、禁止する。

4 この条の規定の適用を受ける兵器についてそれは、技術的事項に関する附屬書においてそれぞれの特定された種類について定める基準及

び制限に厳格に適合させなければならない。

5 一般に入手可能な地雷探知機の存在が、その磁気の影響その他の接触によらない影響により、探知活動における通常の使用中に弾薬類を起爆させるよう特に設計された装置を用いる地雷、ブーピートラップ又は他の類似の装置の使用は、禁止する。

6 「自己」不活性化地雷については、地雷としての機能が失われた後においても機能するよう設計された処理防止のための装置を備えたものの使用は、禁止する。

7 この条の規定の適用を受ける兵器について、いかなる状況の下においても、文民たる住民全体若しくは個々の文民又は民用物に対して攻撃若しくは防御のため又は復仇の手段として使用することを禁止する。

8 この条の規定の適用を受ける兵器については、無差別に使用することを禁止する。「無差別に使用する」とは、当該兵器に係る次の設置をいう。

(a) 軍事目標でないものへの設置又は軍事目標を対象としない設置。礼拝所、家屋その他の住居、学校等通常民生の目的のために供される物が、軍事活動に効果的に貢献するものとして使用されているか否かについて疑惑がある場合には、そのようなものとし得ないと推定される。

(b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない投射の方法及び手段による設置 (c) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死傷、文民の傷害、民用品の損傷又はこ

れらの複合した事態を過度に引き起こす」とが予測される場合における設置

9 都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する複数の軍事目標で相互に明確に分離された別個のものについては、単一の軍事目標とみなしてはならない。

10 この条の規定の適用を受ける兵器の及ぼす効果から文民を保護するため、すべての実行可能な予防措置をとる。「実行可能な予防措置」とは、人道上及び軍事上の考慮を含むその時点におけるすべての事情を勘案して実施し得る又は実際に可能と認められる予防措置をいう。これらの事情には、少なくとも次のものが含まれる。

(a) 地雷原の存在する期間を通じて地雷が地域の文民たる住民に対して短期的及び長期的に及ぼす効果

(b) 文民を保護するための可能な措置(例えば、囲い、標識、警告及び監視)

(c) 代替措置の利用可能性及び実行可能性

(d) 地雷原の短期的及び長期的な軍事上の必要性

人地雷に適用する。

2 この条の規定が適用される兵器であつて技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しないものの使用は、禁止する。ただし、次の(a)及び(b)の条件が満たされた場合を除く。

(a) 当該兵器が、その地域から文民を効果的に排除することを確保するため、軍事上の要員によって監視されかつ囲いその他の方法によつて保護されている地域であつて外縁が明示されたもの内に敷設されていること。ただし、その外縁の表示は、明瞭で耐久性のあるものであり、かつ、当該地域に立ち入りうる者にとって少なくとも識別し得るものでなければならない。

(b) 当該兵器が、(a)の地域が放棄される前に除去されること。ただし、当該地域が、この条の規定によつて必要とされる保護措置を維持すること及びこれらの兵器を後に除去することについての責任を受け入れる他の国の軍隊に引き渡される場合は、この限りではない。

(a) 当該兵器を設置した部隊に極めて近接して位置していること。

(b) 文民を効果的に排除することを確保するため、軍事上の要員によつて監視されている地域であること。

3 紛争当事者は、敵の軍事活動の結果、当該地域の支配権が強制的に失われたことによつて、2の(a)及び(b)の規定を遵守することが実行可能でなくなつた場合(敵の直接の軍事活動によつて遵守することが不可能となつた場合を含む)に限り、当該規定を遵守する義務を免除される。当該紛争当事者は、当該地域の支配権を回復した場合には、当該規定を遵守する義務を再び負う。

4 紛争当事者の軍隊が、この条の規定の適用

を受ける兵器が敷設された地域の支配権を得た場合には、当該軍隊は、当該兵器が除去されるまでの間、実行可能な最大限度まで、この条の規定によつて必要とされる保護措置を維持するものとし、必要な場合には、当該保護措置を新たにとる。

5 外縁が明示された地域の外縁を設置するために使用された装置、設備又は資材が許可なく除去され、破損され、破壊され又は隠蔽されることは、原則として止めるため、すべての実行可能な措置がとられなければならない。

6 この条の規定の適用を受ける兵器であつて、破片を九十度未満の水平角にまき、かつ、土地の表面又はその上方に設置されるものについては、次の(b)及び(c)の条件が満たされる場合には、2(a)に規定する措置をとることなく最長七十二時間使用することができる。

(a) 当該兵器を設置した部隊に極めて近接して位置していること。

(b) 文民を効果的に排除することを確保するため、軍事上の要員によつて監視されている地域であること。

第六条 遠隔散布地雷の使用に関する制限

1 遠隔散布地雷については、技術的事項に関する附属書1(b)の規定に従つて記録されるものを除くほか、その使用を禁止する。

2 技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しない遠隔散布地雷である対人地雷の使用は、禁止する。

1 この条の規定は、遠隔散布地雷ではない対人地雷の使用に関する制限

2 この条の規定は、遠隔散布地雷ではない対人地雷の使用に関する制限

件(過度に傷害を与えるは無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止)は制限する条約に附屬する于九百九十六年五月三日に改正された議定書(第一の締結について承認を求めるの

3 対人地雷ではない遠隔散布地雷の使用については、当該遠隔散布地雷が、実行可能な限度において、効果的な自己破壊のための装置又は自己無力化のための装置及び地雷がその敷設の所期の軍事目的に役立たなくなつた時に地雷として機能しなくなるように設計された予備の自己不活性化のための機能を備えているものでない限り、禁止する。

4 文民たる住民に影響を及ぼす遠隔散布地雷の投射又は投下については、状況の許す限り、効果的な事前の警告を与える。

第七条 ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止

1 武力紛争における背信に関する国際法の規則の適用を妨げることなく、方法のいかんを問わず、次のように取り付け又は次のものを利用するブービートラップ及び他の類似の装置の使用は、いかなる状況の下においても、禁止する。

(a) 國際的に認められた保護標準、保護標識又は保護信号

(b) 病者、傷者又は死者
(c) 埋葬地、火葬地又は墓
(d) 医療施設、医療機器、医療用品又は医療用輸送手段

(e) 児童のがん具又は児童の食事、健康、衛生、被服若しくは教育に役立つように考案された製品若しくは持運び可能な物

(f) 食料又は飲料
(g) 廉房用品又は厨房屋器(軍事施設、軍隊所在地又は軍の補給所内にあるものを除く。)

(i) 宗教的性質を有することの明らかな物
(j) 国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所

2 外見上無害で持運び可能な物の形態をしたブービートラップ又は他の類似の装置で爆発されたもののは、組み立てられたものの使用は、禁止する。

3 この条の規定の適用を受ける兵器については、次に掲げる場合を除くほか、地上兵力による戦闘が発生していない又は地上兵力による戦闘が急迫していると認められない都市、町村その他の文民の集中している地域において使用することを禁止する。ただし、第三条の規定の適用を妨げない。

(a) 当該兵器が、軍事目標に設置され又はこれに極めて近接して設置される場合
(b) 当該兵器の及ぼす効果から文民を保護するための措置、例えば、警告のための歩哨の配置、警告の発出又は問い合わせの設置の措置がとられる場合

4 すべての締約国は、この議定書が効力を生ずるまでの間、1(a)の規定と両立しないかなる行為も慎むものとする。

第九条 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に関する情報の記録及び利用

1 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に関するすべての情報については、技術的事項に関する附属書の規定に従つて記録する。

2 1に規定するすべての記録については、紛争当事者が保持するものとし、当該紛争当事者は、現実の敵対行為の停止の後遅滞なく、その支配下にある地域において地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置について、現実の敵対行為の停止の後遅滞なく、第三条及び第五条の規定に従つて、除

当該紛争当事者は、同時に、その文配下になくなつた地域に自らが設置した地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に関し自己の保有するすべての情報を、他の紛争当事者及び国際連合事務総長に対して利用可能にする。ただし、紛争当事者の兵力が敵対する紛争当事者の領域内に存在する場合には、いずれの紛争当事者も、いづれかの紛争当事者が他の紛争当事者の領域内に存在する場合は、相互主義に従うことで条件として、安全保障上の利益のために必要な限度において国際連合事務総長及び他の紛争当事者に対する当該情報の提供を行わないことができる。その提供を行わない場合には、当該情報については、安全保障上の利益が許す限りできるだけ速やかに開示する。紛争当事者は、可能な場合にはいつでも、相互の合意により、できる限り早期に各紛争当事者の安全保障上の利益に合致するよう努めるものとする。

3 この条の規定は、次条及び第十二条の規定の適用を妨げるものではない。

第十一条 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の除去並びに国際協力

1 すべての地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置について、現実の敵対行為の停止の後遅滞なく、第三条及び第五条の規定に従つて、除

去し、破壊し又は維持する。

2 締約国及び紛争当事者は、その支配下にある地域にある地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置に関する、1に規定する責任を負う。

3 紛争当事者は、地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置を自らが設置した地域が支配下になくなつた場合には、当該地域を支配する2に定める紛争当事者に対し、その紛争当事者の容認する範囲内で、1に規定する責任を果たすために必要な技術的及び物的援助を提供する。

4 紛争当事者は、必要な場合にはいつでも、技術的及び物的援助の提供(適当な状況の下においては、1に規定する責任を果たすために必要な共同作業を行うことを含む)に関して、紛争当事者間の合意の達成並びに適当な場合には他の国及び国際機関との合意の達成に努める。

第十一條 技術に関する協力及び援助
1 締約国は、この議定書の実施及び地雷の除去の方法に関する装置、資材並びに科学的な及び技術に関する情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束するものとし、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、特に、地雷の除去のための装置及び関連する技術に関する情報の人道的目的のための提供に関して不当な制限を課してはならない。

2 締約国は、国際連合及びその関連機関に設置される地雷の除去に関するデータベースに對し情報(特に、地雷の除去のための各種の方法及び技術に関するもの並びに地雷の除去

に関する専門家、専門的な機関又は国内の連絡先の名簿)を提供することを約束する。

3 締約国は、可能な場合には、国際連合及びその関連機関若しくは他の国際機関を通じ若干は二国間で地雷の除去のための援助を提供し、又は「地雷の除去を援助するための任意の国際連合信託基金」に拠出する。

4 援助を求める締約国の要請については、当該要請を裏付ける関連する情報を付して国際連合その他の適当な機関又は他の国に對して提出することができる。当該要請については、

国際連合事務総長に對して提出することができるものとし、同事務総長は、当該要請をすべての締約国及び関係国際機関に送付する。

5 国際連合に對して要請が行われた場合には、国際連合事務総長は、同事務総長の利用可能な資源の範囲内で、状況を評価するための適当な措置をとり、及び地雷の除去又はこの議定書の実施に関する適当な援助の提供について、要請した締約国と協力して決定することができる。同事務総長は、また、その評価並びに必要な援助の種類及び範囲について締約国に報告することができる。

6 締約国は、憲法その他法令の範囲内で、この議定書に規定する禁止及び制限の実施を容易にするために、協力し及び技術を移転することを約束する。

7 締約国は、技術的事項に関する附屬書による延期の期間を短縮するため、兵器に関する技術以外の特定の関連する技術に関する技術的援助であつて必要かつ実現可能なものについて、適当な場合には、他の締約国に求め及

び他の締約国より受領する権利を有する。

第十一條 地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の及ぼす効果からの保護

ている使節団

(b) 締約国又は紛争当事者は、この2の規定が適用される軍隊又は使節団の長が要請する場合には、次のことを行う。

(i) 自己の支配下にある関係地域における地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の及ぼす効果から当該軍隊又は使節団を保護するために、可能な限り、必要な措置をとること。

(ii) 要員を効果的に保護するために必要な措置をとること。

1 適用

(a) この条の規定は、2(a)(i)に規定する軍隊及び使節団を除くほか、関係地域において任務を遂行している使節団であつて、当該任務がその領域内において遂行されている締約国の同意を得ているものについてのみ適用する。

(b) 締約国でない紛争当事者に対するこの条の規定の適用は、当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的地位を明示的又は默示的に変更するものではない。

(c) この条の規定は、現存の国際人道法、適用のある他の国際文書又は国際連合安全保障理事会の決定であつて、この条の規定に従つて任務を遂行している要員に対してより高い水準の保護を与えるものを害するものではない。

(iv)

当該軍隊又は使節団の長に対し、当該軍隊又は使節団が任務を遂行している関係地域にあるすべての判明している地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置について、

その位置を通報し並びに、実行可能な限り、これらの地雷原、地雷敷設地域並びに地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置について、

平和維持のための軍隊及び使節団並びに他の特定の軍隊及び使節団

(a) この2の規定は、次の軍隊又は使節団に適用する。

(i) 国際連合憲章に従い関係地域において平和維持、監視その他これらに類する任務を遂行している国際連合の軍隊又は使

節団

3 國際連合及びその関連機関の人道的使節団及び事実調査使節団

(a) この3の規定は、国際連合及びその関連機関の人道的使節団又は事実調査使節団について適用する。

(b) 締約国又は紛争当事者は、この3の規定が適用される使節団の長が要請する場合に是、次のことを行ふ。

過度に爆発を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められた通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求める件

官報(号外)

- (i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。
- (ii) 自己の支配下にある場所への通行又は当該場所の通過が当該使節団の任務遂行のために必要である場合には、その要員が当該場所へ安全に通行することができるよう又は当該場所を安全に通過することができるようにするため、次のいずれかのことを行うこと。
- (aa) 情報が入手可能なときは、進行中の敵対行為によって妨げられない限り、当該使節団の長に対し当該場所への完全な経路を通報すること。
- (bb) 安全な経路を明らかにする情報が(aa)の規定に従つて提供されない場合には、必要かつ実行可能である限り、地雷原を通過する道路を開設すること。

4 赤十字国際委員会の使節団

- (a) この4の規定は、一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び、適用がある場合には、同諸条約の追加議定書に規定する受入国の同意を得て任務を遂行している赤十字国際委員会の使節団に適用する。
- (b) 締約国又は紛争当事者は、この4の規定が適用される使節団の長が要請する場合は、実行可能な限り、次のことを行う。
- (i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。
- (ii) 3(b)(iv)に規定する措置をとること。

6 秘密の取扱い

- この条の規定により秘密のものとして提供されたすべての情報については、当該情報を受領した者は、厳格に秘密のものとして取り扱い、また、当該情報を提供した者の明示の許可なしに関係する軍隊又は使節団以外の者に開示してはならない。

7 法令の尊重

- この条に規定する軍隊及び使節団に参加する要員は、当該要員が享受するとのできる特権及び免除が書きはず又は当該要員の任務が妨げられない限り次のことを行う。
- (i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。
- (ii) 3(b)(ii)に規定する措置をとること。
- (a) 他人の人的使節団及び調査使節団
- (b) 他の人の規定は、2から4までの規定が

(i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。

(ii) 自己の支配下にある場所への通行又は

当該場所の通過が当該使節団の任務遂行のために必要である場合には、その要員が当該場所へ安全に通行することができるよう又は当該場所を安全に通過することができるようにするため、次のいずれかのことを行うこと。

- (aa) 情報が入手可能なときは、進行中の敵対行為によって妨げられない限り、当該使節団の長に対し当該場所への完全な経路を通報すること。
- (bb) 安全な経路を明らかにする情報が(aa)の規定に従つて提供されない場合には、必要かつ実行可能である限り、地雷原を通過する道路を開設すること。

4 赤十字国際委員会の使節団

- (a) この4の規定は、一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び、適用がある場合には、同諸条約の追加議定書に規定する受入国の同意を得て任務を遂行している赤十字国際委員会の使節団に適用する。
- (b) 締約国又は紛争当事者は、この4の規定が適用される使節団の長が要請する場合は、実行可能な限り、次のことを行う。
- (i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。
- (ii) 3(b)(iv)に規定する措置をとること。

6 秘密の取扱い

- この条の規定により秘密のものとして提供されたすべての情報については、当該情報を受領した者は、厳格に秘密のものとして取り扱い、また、当該情報を提供した者の明示の許可なしに関係する軍隊又は使節団以外の者に開示してはならない。

7 法令の尊重

- この条に規定する軍隊及び使節団に参加する要員は、当該要員が享受するとのできる特権及び免除が書きはず又は当該要員の任務が妨げられない限り次のことを行う。
- (i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。
- (ii) 3(b)(ii)に規定する措置をとること。
- (a) 他の人の規定は、2から4までの規定が

(i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。

(ii) 自己の支配下にある場所への通行又は

当該場所の通過が当該使節団の任務遂行のために必要である場合には、その要員が当該場所へ安全に通行することができるよう又は当該場所を安全に通過することができるようにするため、次のいずれかのことを行うこと。

- (aa) 情報が入手可能なときは、進行中の敵対行為によって妨げられない限り、当該使節団の長に対し当該場所への完全な経路を通報すること。
- (bb) 安全な経路を明らかにする情報が(aa)の規定に従つて提供されない場合には、必要かつ実行可能である限り、地雷原を通過する道路を開設すること。

4 赤十字国際委員会の使節団

- (a) この4の規定は、一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び、適用がある場合には、同諸条約の追加議定書に規定する受入国の同意を得て任務を遂行している赤十字国際委員会の使節団に適用する。
- (b) 締約国又は紛争当事者は、この4の規定が適用される使節団の長が要請する場合は、実行可能な限り、次のことを行う。
- (i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。
- (ii) 3(b)(iv)に規定する措置をとること。

6 秘密の取扱い

- この条の規定により秘密のものとして提供されたすべての情報については、当該情報を受領した者は、厳格に秘密のものとして取り扱い、また、当該情報を提供した者の明示の許可なしに関係する軍隊又は使節団以外の者に開示してはならない。

7 法令の尊重

- この条に規定する軍隊及び使節団に参加する要員は、当該要員が享受するとのできる特権及び免除が書きはず又は当該要員の任務が妨げられない限り次のことを行う。
- (i) 当該使節団の要員に対して、2(b)(i)に規定する保護のための措置をとること。
- (ii) 3(b)(ii)に規定する措置をとること。
- (a) 他の人の規定は、2から4までの規定が

第一十三条 締約国間の協議

第一十四条 遵守

第十一回 国際連合の分担率に従い、締約国及び締約国会議の活動に参加する締約国でない国が負担する。

第十二回 締約国は、この議定書の運用に関連するすべての問題に関して、相互に協議し及び協力することを約束する。この目的のために、締約国会議を毎年開催する。

第十三回 締約国会議への参加については、合意された当該会議の手続規則によって決定する。

第十四回 締約国会議の活動には、次に掲げる事項に関するものが含まれる。

第十五回 締約国会議の活動には、武力紛争に関連し、かつ、この議定書の規定に違反して故意に文民を殺害し又は文民に重大な傷害を加えた者に対して刑罰を科すことを確保するための適切な措置及びそのような者を司法手続に付するための適切な措置が含まれる。

第十六回 締約国は、その軍隊が適切な軍事上の命令を発し及び運用手続を整備するよう義務付けた者に対して刑罰を科すことによる。

第十七回 締約国は、その軍隊がこの議定書を遵守するため、軍隊の要員がこの議定書を遵守するためには、その任務及び責任に応じた訓練を受けるよう義務付けるものとする。

第十八回 締約国は、この議定書の解釈及び適用に関して生ずるあらゆる問題を解決するため、二国間で又は国際連合事務総長若しくは他の適當な国際的手段を通じて相互に協議し及び協力することを約束する。

- (d) この議定書に関する法令
- (e) 技術に関する情報の国際的な交換、地雷の除去に関する国際協力並びに技術的な協力及び援助に関する事項
- (f) その他の関連する事項

- 5 締約国会議の費用は、適切に調整された国
- 1 記録
- (a) 遠隔散布地雷以外の地雷、地雷原、地雷敷設地雷並びにブーピートラップ及び他の類似の装置の位置に関する記録について

報(号外)

は、次の規定に従つて行う。

(i) 地雷原、地雷敷設地域並びにブービートラップ及び他の類似の装置の設置された地域の位置については、少なくとも二つの照合点を原点とする座標を用い、当該二の照合点との関係からこれらの兵器の存在する地域の範囲を推定することによつて正確に特定する。

(ii) 地雷原、地雷敷設地域並びにブービートラップ及び他の類似の装置の位置を照合点との関係において示す地図、図表又は他の記録を作成する。これらの記録においては、外縁及び範囲も示すものとす

(iii) 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の探知及び除去のため、地図、図表又は他の記録には、型式、番号、設置方法、信管の型式及び寿命、設置の日時並びに、処理防止のための装置がこれら兵器に備え付けられている場合には、当該装置に関する完全な情報並びに設置されたすべてのこれらの兵器に関する他の関連する情報を含める。地雷原の記録は、地雷の位置を示すことで足りる型式地雷原の場合を除くほか、実行可能な限り、すべての地雷の正確な位置を示すものでなければならない。設置されたブービートラップについては、その正確な位置及び機能の仕組みについて個別に記録する。

(b) 遠隔散布地雷の推定される位置及びその存在が推定される地域については、複数の

照合点(通常は、角の点として用いられる)を原点とする座標によって特定し、確認及び、実行可能な場合には、最も早い機会に地面に表示する。敷設された地雷の総数及び型式、敷設の日時並びに自己破壊のための装置が作動する時期についても記録する。

(c) 記録の写しは、その安全を可能な限り保証するのに十分な上級の指揮機関において保管する。

(d) この議定書の効力発生の後生産される地雷の使用については、次に掲げる情報が英語又はそれぞれの国の言語によつて当該地雷に表示されていない限り、禁止する。

(iv) 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の探知及び除去のため、地図、図表又は他の記録には、型式、番号、設置方法、信管の型式及び寿命、設置の日時並びに、処理防止のための装置がこれら兵器に備え付けられている場合には、当該装置に関する完全な情報並びに設置されたすべてのこれらの兵器に関する他の関連する情報を含める。地雷原の記録は、地雷の位置を示すことで足りる型式地雷原の場合を除くほか、実行可能な限り、すべての地雷の正確な位置を示すものでなければならない。設置されたブービートラップについては、その正確な位置及び機能の仕組みについて個別に記録する。

(b) 千九百九十七年一月一日前に生産された

知のための技術的な装置によって探知することができ、かつ、重量が八グラム以上の一つの鉄の塊からの反応信号と同等の反応信号を発する物質若しくは装置を内蔵しているものであるか、又は当該物質若しくは装置が容易に取り外すことのできない方法で当該地雷の敷設前に取り付けられたものでなければならぬ。

(c) 締約国が(b)の規定を直ちに遵守することができないと決定する場合には、当該締約国が(b)の規定を遵守する場合には、当該締約国は、この議定書に拘束されることを同意する旨を通告するときに、この議定書の効力発生の後九年を超えない期間、(b)の規定を遵守することを延期する旨の宣言をする。当該締約国は、当該期間間ににおいて、(b)の規定に適合しない対人地雷の使用を実行可能な限り最小限度のものとする。

3 自己破壊及び自己不活性化に関する仕様

(a) すべての遠隔散布地雷である対人地雷は、安全装置が解除された状態にある地雷のうち敷設後二十日以内に自己破壊しないものが十パーセントを超えないよう設計され、組み立てられたものでなければならない。また、すべての遠隔散布地雷である対人地雷は、自己破壊のための装置との組合せにより、安全装置が解除された状態にある地雷のうち敷設後百二十日目の日に地雷として機能するものが千分の一を超えないように設計され、組み立てられた予備の地雷についても同様の機能を有しているものでなければならない。

(b) 第五条に規定する明示された地域以外の地域で使用されるすべての遠隔散布地雷ではない対人地雷は、(a)に規定する自己破壊及び自己不活性化のための要件に適合するものでなければならない。

(c) この議定書の効力発生前に生産された地雷に関する、締約国が(a)又は(b)の規定を直ちに遵守することをできないと決定する場合には、当該締約国は、この議定書に拘束されることを同意する旨の宣言をする。当該締約国は、当該期間において、次のことを実行する。

(i) (a)又は(b)の規定に適合しない対人地雷の使用を実行可能な限り最小限度のものとする。

(ii) (a)又は(b)の規定に適合しない対人地雷の使用を実行可能な限り最小限度のものとする。

4 地雷原及び地雷敷設地域に関する国際的標識

地雷原及び地雷敷設地域を明示する場合に、地雷原及び地雷敷設地域を明示する場合は、文民たる住民が視認しかつ識別することができるることを確保するため、付表に掲げる見本と同様の標識で次の要件に適合するものを使用する。

平成九年五月十六日 参議院会議録第一十五号

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことを認めたる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附屬する千九百九十六年五月三日に改正された地雷標識書(アラビア語及び他の類似の表記)の使用の禁止又は制限に関する議定書(平成六年五月二日改正された地雷標識書)との締結について承認を求める件

一一

(a) 大きさ及び形状 三角形又は正方形とし、三角形については一辺の長さが二十八センチメートル(十一インチ)で

その他の一辺の長さが一セセンチメートル(七・九インチ)であるものより小さくないものとする。また、正方形については一辺の長さが十五センチメートル(六インチ)であるものより小さいものとする。

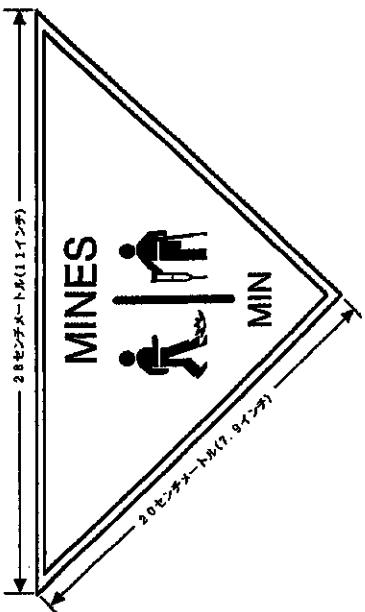
(b) 色 赤色又はオレンジ色(ただし、縁取りは、光を反射する黄色とする。)

(c) 表象 付表に掲げる表象又はそれに代わるべきものとする。

(d) 言語 標識については、条約の六の公用語(アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語)のいずれか一の言語及び当該地域において広く使用されている言語によつて「地雷」という文字を表記すべきである。

(e) 間隔 標識については、当該地域に接近する文民がいすれの地点においても視認し得ることを確保することができる距離を保つて地雷又は地雷敷設地域の周囲に配置すべきである。

付表



地雷が敷設された地域のための
警告標識

第二条 効力発生

この改正された議定書は、条約第八条1(b)の規定に従つて効力を生ずる。

審査報告書

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿

外務委員長 寺澤 英男

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止すること等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用 別に費用を要しない。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十二条により送付する。

平成九年四月二十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求める

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求める

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求める

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求める。

次の議定書は、議定書IVとして過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書(以下「条約」という。)に附属する。

第一条 追加議定書

その唯一の戦闘のための機能又は戦闘のための機能の一として、視力の強化されていない眼(裸眼又は視力矯正装置をつけたものをいう。)に永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器を使用することは、禁止する。締約国は、当該兵器をいかなる国又は国

第一條

定書(議定書IV)

外の主体に対しても移譲してはならない。

第一条

締約国は、レーザー装置を使用する場合に、視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすことを防止するため、すべての実行可能な予防措置をとる。当該予防措置には、軍隊の訓練及び他の実際的な措置を含む。

第二条

レーザー装置(光学機器に対して使用されるものを含む。)の正当な軍事的使用の付隨的又は副次的な効果としてもたらされる失明については、この議定書に規定する禁止の対象としない。

第三条

この議定書の適用上、「永久に失明をもたらす」とは、回復不可能かつ治癒不可能な視力の低下であつて回復の見込みのない重度の視力の障害であるものをもたらすことをいう。「重度の視力の障害」とは、両眼で二百分の一(二十分の二千スネレン未満)の視力と同等のものをいう。

第四条

この議定書は、条約第五条の3及び4の規定に従つて効力を生ずる。

審査報告書

空港整備法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月十五日
運輸委員長 直嶋 正行

参議院議長 斎藤 十朗殿

（空港整備法の一部を改正する法律案）

空港整備法の一部を改正する法律案

空港整備法の一部を改正する法律案

空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを次のように改め。

第一項若しくは第九条第一項の規定により費用を負担し、又は第八条第四項若しくは第九条第

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域における空港整備に対する要請に的確に対応するため、共用飛行場における一般公衆の利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存する都道府県がその整備に要する費用の一部を負担することとするとともに、地方公共団体がその管理する空港においてより主体的に当該地域のニーズに対応して滑走路を延長する工事を等を施行することができるところする等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成九年度空港整備特別会計予算に空港整備事業費の一部として二十三億三百万円が計上されている。

空港整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月二十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び
は衆議院修正)

（共用飛行場における工事費用の負担等）

2、運輸大臣が自衛隊の設置する飛行場(空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下「共用飛行場」という。)において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施工する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の一を、当該共用飛行場の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

3、前項の規定により国及び都道府県が費用を負担した工事のために取得した土地、工作物その他物件は、國に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

4、第一項第一項、第六条第二項及び第三項、第七条、第十条、第十六条並びに第十七条の規定は、共用飛行場について準用する。この場合において、第一項第一項中「前項各号」とあるのは「附則第二項」と、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第一項」と、第七条第一項中「前項各号」とあるのは「附則第一項」と、「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第二項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び附則第四項において準用する」。

5、第一項第一項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

6、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

7、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

8、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

9、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

11、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

12、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

13、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

14、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

15、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

16、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

17、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

18、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

19、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

21、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

22、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

23、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

24、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

25、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

26、附則第十五項中「附則第五項又は第六項」を「附則第八項又は第九項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

三項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体であるのは「附則第二項の規定又は附則第四項において準用する第六条第二項の規定による」。

四項において準用する第六条第一項、第九条第一項、第十七条第一項、第八条第一項、第十八条第一項若しくは第十二条第一項に規定する

六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十七条第一項若しくは第十二条第一項に規定する

六条第一項若しくは第十二条第一項に規定する

附則第十二項中「附則第六項」を「附則第九項又は第十項」に、「又は第九条第三項」を「若しくは第九条第三項又は附則第六項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十一項中「附則第五項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十項中「附則第五項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第九項中「附則第五項から第七項まで」を「附則第八項から第十一項まで」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第八項中「前二項」を「附則第八項から前項まで」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則中第七項を第十一項とし、第六項を第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、附則第六項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の改良の工事で社員資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、附則第六項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則中第五項を第八項とし、第四項の次に次の二項を加える。

(第一種空港及び第三種空港における工事費用の負担等の特例)
5 地方公共団体は、当分の間、第八条第一項から第三項まで又は第九条第一項及び第一項の規定にかかるわら、その管理する第一種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で当該空港

と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事

及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路又はエプロンの改良の工事を施行する」とができる。

前項の規定により地方公共団体が工事を施行する場合には、国は、当分の間、予算の範囲内で、当該工事のうち空港の利用者の利便の向上又は地域経済の発展に特に資するものとして政令で定めるものに要する費用の百分の四十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

7 前項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては当該空港を管理する地方公共団体に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によって生じた土地、工作物その他物件についても同様とする。

8 (施行期日等) 公布の日 平成九年四月一日から施行する。

9 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

10 国は、当分の間、工作物その他の物件は、右は多數をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月十五日
大蔵委員長 松浦 孝治
参議院議長 斎藤 十朗殿

（空港整備特別会計法の一部改正）
3 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第十条第二項」の下に「(同法附則第四項において準用する場合を含む。)及び附則第四項」を加え、「並びに同条第一項」を「第十条第一項(同法附則第四項において準用する場合を含む。)並びに附則第二項」に改め、「第十条第一項」の下に「(同法附則第十四項から第十六項までの規定中「附則第五項から第七項まで」を「附則第八項から第十一項まで」に改めた場合を含む。)並びに附則第二項」に改める。

附則第十四項から第十六項までの規定中「附則第五項から第七項まで」を「附則第八項から第十一項まで」に改める。

（本法律の施行のため、別に費用を要しない。）
附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 本法律が平成十年四月に施行されることを念頭に置き、我が国が国際金融センターとして国際的市場競争に対応し得るよう、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可能な速やかに進めるとともに、会計制度をグローバル・スタンダードに適合させることと金融インフラの整備に不斷の努力を払うこと。
二 本法律の運用に当たっては、外国為替取引の自由化によって増加が懸念されるマネー・ローンディング等不正な取引を防止すると同時に、投資家・消費者等が自由化のメリットを最大限享受できるよう、十分配慮すること。
三 外国為替取引の自由化等に伴い、金融・証券取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市場及び資本市場の一層の活性化を図るための海外送金等の報告制度や民間国外債に係る本人確認制度の整備等に努めること。また、国税業務の一層の国際化・情報化・複雑化に伴い事務量の増大も予想されることから、国税職員については、定員の確保及び職場環境・機構の充実に特段の努力を払うこと。
四 経済制裁のため本邦からの海外送金・資本取引、外国貿易等をしようとする者に主務大臣の許可等を受ける義務を課した場合は速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

右決議する。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月二十四日

参議院議長 斎藤十郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案
外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律
外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

外國為替及び外國貿易法

目次中「第一章 外國為替公認銀行及び両替商(第十一条~第十五条)」を「第二章 削除」に、「第十六条~第十九条」を「第四十七条~第五十四条」に、「第六章の二 外國為替等審議会(第五十五条の二)」を「第六章の三 外報(第五十五条の三)」を「第六章の三 外報(第五十五条の三)」を「第六章の三 外報(第五十五条の三)」に改める。

第六条第一項中「の適用を斎一にするため、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする」を「において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第七

号を次のように改める。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨

ロ 小切手(旅行小切手を含む)、為替手

形、郵便為替及び信用状

ハ 証票、電子機器その他の物(第十九条第一項において「証票等」という)に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他的人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間で支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似して政令で定めるものとして政令で定めるものとして政令で定めるものに限る)

二 イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定め、これを告示するものとす

る。

第六条第一項第八号中「支払手段として」を「支払のためには」に、「支払手段を」を「支払手段(本邦通貨を除く)」に改める。

第七条を次のように改める。

(外國為替相場)

第七条 大蔵大臣は、本邦通貨の基準外國為替相場及び外國通貨の本邦通貨に対する裁定外

國為替相場を定め、これを告示するものとす

る。

二 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基

準外國為替相場を定めようとするときは、内閣

の承認を得なければならない。

三 大蔵大臣は、対外支払手段の売買等所要の措

置を講ずることにより、本邦通貨の外國為替相

場の安定に努めるものとする。

四 第八条中「により認められる取引」を「の適用を除ける取引又は行為に係る通貨による支払等(支

払又は支払の受領をいう。以下同じ。」に改める。

第九条の見出しを「(取引等の非常停止)」に改め、同条第一項中「を停止する」を「行為又は支

払等の停止を命ずる」に改め、同条第二項中「よる」を「より命ずる」に、「因る」を「による」に改め

る。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第十条から第十五条まで 削除

第十六条第一項及び第二項を次のように改め

る。

主務大臣は、我が国が締結した条約その他の

国際約束を誠実に履行するため必要があると認

めるとき、又は国際平和のための国際的な努力

に我が国として寄与するため特に必要があると

認めるときは、当該支払等が、これらと同一の

見地から許可又は承認を受ける義務を課した取

引又は行為に係る支払等である場合を除き、政

令で定めるところにより、本邦から外国へ向

けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者

又は非居住者との間で支払等をしようとする居

住者に対し、当該支払又は支払等について、許

可を受ける義務を課することができる。

二 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我

国の国際収支の均衡を維持するため特に必要が

あると認めるときは、当該支払が、次章から第

六章までの規定により許可を受け、若しくは届

出をする義務が課され、又は許可若しくは承認

を受ける義務を課することができる」とされ

ている取引又は行為に係る支払である場合を除

き、政令で定めるところにより、本邦から外国

へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非

居住者又は非居住者に対して支払をしようとす

る居住者に対し、これらの支払について、許可を受ける義務を課することができます。

第十六条第三項中「又は届出」を「又は届出」に、「場合には」を「ときは、政令で定める場合を除き」に、「又は当該」を「又は当該」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 前二項に定める場合のほか、主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るために必要なと認めることは、当該支払等が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課す

ことができる」とこととされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受け

る。

四 前三項の規定により許可を受ける義務を課すことができる」とことされる支払等についてこれららの規定の二以上の規定により許可を受ける

義務が課された場合には、当該支払等をしようとする者は、政令で定めるところにより、当該二以上の規定による許可の申請を併せて行うこと

ができる。この場合において、主務大臣は、当該申請に係る支払等について許可を受ける義

務を課することとなつた事情を併せて考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

第五十六条の次に次の二項を加える。

(支払等の制限)

第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該

許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他の政令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)又は郵政官署が行う為替取引によつてされるものを除く。)及び居住者と非居住者との間である支払等(銀行等又は郵政官署が行う為替取引によつてされるものその他政令で定めるものを除く。)に係る為替取引による義務を課することができる。

第十七条を次のように改める。
(銀行等の確認義務等)
第十七条 銀行等は、その顧客の支払等が前条第一項の規定により許可を受けないで行うおそれがあると認める政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

第十七条 第二項の規定により許可を受けないで行うおそれがあると認める政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。
第十七条を次のように改める。
(銀行等の確認義務等)
第十七条 銀行等は、その顧客の支払等が、次の各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないこと、又は次の各号に掲げる支払等に該当すると認められる場合には当該各号に定める要件を備えていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行つてはならない。
第十八条第一項中「支払手段」の下に「(第六条第一項第七号ハに掲げる支払手段が入力されている証票等を含む。)」を加え、「又は輸入」を「又は輸入」に改め、同条に次の二項を加える。
二 第二十一條第一項又は第一項の規定により許可を受けている」と。

許可を受ける義務が課された第一十条に規定する資本取引に係る支払等 当該許可を受けていること。

三 その他この法律又はこの法律に基づく命令の規定により許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課された取引は行為のうち政令で定めるものに係る支払等 当該許可若しくは承認を受け、又は当該届出後の所要の手続を完了していること。

2 前項の規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務において行うその顧客の支払等に係る為替取引について準用する。

第十七条の次に次の二条を加える。
(確認のための是正措置等)

第十七条の二 大蔵大臣は、銀行等が前条第一項の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、当該銀行等に対し、同項の確認が適切に行われるための措置をとることを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による命令を銀行等に對してする場合において必要があると認めるときは、同項の措置がとられるまでの間、当該銀行等に対し外國為替取引に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該銀行等の当該業務の内容を制限することができる。

第十九条を削る。

第十八条第一項中「支払手段」の下に「(第六条第一項第七号ハに掲げる支払手段が入力されている証票等を含む。)」を加え、「又は輸入」を「又は輸入」に改め、同条に次の二項を加える。

3 居住者又は非居住者は、第一項に規定する支

支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入しようとすることは、当該支払手段又は当該証券若しくは貴金属の輸出又は輸入が前項の規定に基づく命令の規定により大蔵大臣の許可を受けたものである場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出又は輸入の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

第十八条を第十九条とし、第十七条の二の次に次の二条を加える。

2 前項の規定は、郵便為替業務又は郵便振替業務において行うその顧客の支払等に係る為替取引について準用する。

3 第二十二条の見出しを「(資本取引の定義)」に改め、同条第一号中「及び第二十二条第一項」を「次条第三項及び第五十五条の三第一項」に

第五十五条の三第一項に改め、同条第五号中「外貨証券」を「証券」に改め、「第二十二条第一項において同じ。」を削り、「非居住者による居住者から証券の譲渡」に改め、「同項において同じ。」を削り、同条第九号中「次条第一項第一号及び第二十二条第一項第七号において同じ。」を削る。

第二十二条の見出しを「(大蔵大臣の許可を受けたものに係る資本取引等)」に改め、同条第一項の証券の取得を「居住者による非居住者に対する貨証券」に改め、「同項において同じ。」を削り、同条第一項第七号において同じ。」を削る。

大蔵大臣は、居住者又は非居住者による資本取引に該当するものを除くが何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の國際約束を誠実に履行することを妨げ、又は國際平和のための國際的な努力に我が国として寄与することを妨げる」ととなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該資本取引を行おうとする居住者又は非居住者に対し、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

第二十二条第一項中「大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならない資本取引以外の」を「前項に定める場合のほか、大蔵大臣は、居住者又は非居住者による同項に規定する」に、「第二十二条第一項に規定する資本取引に該当する」を「特別別國際金融取引勘定で經理される」に、「認められるとき限り」を「認めるときは、政令で定めるところにより」に、「行う居住者」を「行おうとする居住者」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同条第二項を次のように改める。

前項の「特別国際金融取引勘定」とは、銀行その他他の政令で定める金融機関が、非居住者(外国法令に基づいて設立された法人その他の政令で定める者)に限る。以下この項及び次項において同じ。から受け入れた預金その他の非居住者から調達した資金を非居住者に対する金銭の貸付け、非居住者からの証券の取得その他の非居住者との間での運用に充てるために行う次に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

一 前条第一号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間での運用に充てるために行う次に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をい

三 前条第五号に掲げる資本取引のうち、非居住者が発行する証券(政令で定めるものに限る)の非居住者からの取得又は非居住者に対する発生等に係る取引

四 その他政令で定める取引又は行為

第二十一条に次の二項を加える。
4 前項に規定する特別国際金融取引勘定(以下この項及び次条第二項において「特別国際金融取引勘定」という。)とその他の勘定との間ににおける資金の振替その他の特別国際金融取引勘定の経理に関する事項及び特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に関する当該取引又は行為の相手方が非居住者であることの確

認その他必要な事項については、政令で定めること。

5 第二項に規定する資本取引について第一項及び第二項の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該資本取引を行おうとする者は、政令で定めるところにより、これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。

この場合において、大蔵大臣は、当該申請に係る資本取引について許可を受ける義務を課することとなつた事態のいずれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

6 大蔵大臣は、第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされる同項に規定する对外直接投資を行うことについて第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務を課したときは、当該許可の申請に係る对外直接投資につては、当該許可を受ける義務を課することとなつた第一項に規定する事態又は第二項各号に掲げる事態のほか、同条第四項各号に掲げる事態のいずれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

第二十三条の見出しを「(对外直接投資)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項」を「第四項」に、「第四項」を「第六項」に、「資本取引」を「对外直接投資」に改め、同項を二項に規定する对外直接投資をいう。以下同じ。」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項」を「第四項」に、「第四項」を「第六項」に、「資本取引」を「对外直接投資」に改め、同項を二項に規定する对外直接投資をいう。以下同じ。

第二十二条 大蔵大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課され

た同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行つた者があると認めるときは、その者

に対し、一年以内の期間を限り、同項に規定する資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

2 大蔵大臣は、前条第三項各号に掲げる取引若しくは行為以外の取引若しくは行為(以下この規定において「対象外取引等」という。)を特別国際金融取引勘定において経理し、又は同条第四項の規定に基づく命令の規定に違反した者が、再び対象外取引等を特別国際金融取引勘定において経理し、又は当該命令の規定に違反するおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、同条第三項各号に掲げる取引又は行為の全部又は一部について特別国際金融取引勘定において経理することを禁止することができる。

第二十三条の見出しを「(对外直接投資)」に改め、同条第八項中「資本取引」を「对外直接投資(第二項に規定する对外直接投資)」に改め、同項を二項に規定する对外直接投資をいう。以下同じ。」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を二項に規定する对外直接投資をいう。以下同じ。

第二十二条 大蔵大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課され

た同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行つた者があると認めるときは、その者

削り、同項第三号中「我が国の特定の産業部門の事業活動その他」を削り、「運営に」の下に「著しい」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号

中「我が国が締結した条約の他の国際約束の誠実な履行を妨げ、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同條第四項とし、同条第一項中「前条第一項第一号に掲げる資本取引(居住者による非居住者からの金銭の借入契約に基づく債権の発生等に係る取引を除く)並びに同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる資本取引(同号に掲げる資本取引については、非居住者による本邦にある土地又はこれに関する権利の取得のうち大蔵大臣が定めるものに限る。)について、同項の規定による届出をした居住者又は非居住者は、大蔵大臣が当該届出を受理したを「第一項の規定による届出をした居住者に係る資本取引」を「係る对外直接投資」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加え

る。居住者は、对外直接投資のうち第四項各号に掲げるいづれかの事態を生じるおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項の「对外直接投資」とは、居住者による外國法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであつて当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で

定めるもの又は外国における支店、工場その他の事業所(以下「支店等」という。)の設置若しくは拡張に係る資金の支払をいう。

第二十三条に次の二項を加える。

11 第二項の規定により届け出なければならないとされる对外直接投資について第二十一条第一項又は第二項の規定により大蔵大臣の許可を受ける義務が課された場合には、当該对外直接投資を行う居住者は、第一項の規定にかかるらず、その届出をすることを要しない。この場合において、当該对外直接投資について既に同項の規定による届出がされているときは、当該届出(同条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された際)に行つていい対外直接投資(第六項の規定により中止の勧告を応諾する旨の通知がされたもの及び第九項の規定により中止を命ぜられたものを除く。)に係るものに限る。)については、これを当該届出のあつた日にされた同条第一項又は第二項の規定により受けた義務を課された許可に係る申請とみなし、当該届出に係る对外直接投資について第四項の規定による勧告、第六項の規定による通知(内容の変更を応諾する旨のものに限る。)又は第九項の規定による命令(内容の変更に係るものに限る。)があつたときは、当該勧告、通知又は命令については、これをなかつたものとみなす。

第十四条の見出しを「(通商産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引)」に改め、同条第一項中「通商産業大臣は、」の下に「居住者による特定資本取引(を)を加え、「又は輸入する」を、「又は輸入する」に改め、「除外する」の下に「をいう。以

下同じ。」を加え、「第二十一条第一項各号に掲げるいづれかの事態を生じ、この法律の目的を達成する」ことが困難になると認められるときに限り、

当該資本取引を行う居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を「我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、当該特定資本取引に改め、同条第一項及び第三項を次のように改め、同条第四項から第六項まで

ものとする。

第二十四条の二に次の二条を加える。

(特定資本取引の制限)

第二十四条の一 通商産業大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された特定資

本取引を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引を当該許可を受けないで行つた者があると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、特定資本取引を行ふことに特權があると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、特定資本取引を行ふことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

第二十五条第三項を次のように改める。

3 居住者は、非居住者との間で、役務取引労務又は便益の提供を目的とする取引を「以下同じ。」であつて、鉱產物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの(第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

4 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引等を行ふことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行つた者があると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行ふことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

第二十五条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行うにより許可を受ける義務が課された場合には、当該特定資本取引を行おうとする者は、政令で定めるところにより、これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、通商産業大臣は、当該申請に係る特定資本取引について許可を受ける義務を課する」ととなつた事態のいづれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をするかどうかを判断する

る取引(第一項第一号に規定するものを除く。)(以下「役務取引等」という。)が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めると認めるときは、政令で定めることとするとする居住者に対し、当該役務取引等を行おうとする居住者に対する義務を課することができる。

第二十五条の二の見出しを「(制裁等)」に改め、同条に次の二項を加える。

第二十四条の二の見出しを「(制裁等)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前条第一項中「前条第一項各号に掲げる対内直接投資等の定義」に改め、同条第二項第六号中「銀行」を「銀行業を営む者」に改め、同条第三項を削る。

第二十七条第一項中「前条第一項各号に掲げる対内直接投資等」を「対内直接投資等(相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条第三項第三号中「第二十一条第一項」を

官 報 (号)

「第二十一条第一項又は第二項」に改め、同条に次

の一項を加える。

13 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む)が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外

国投資家とみなして、前各項の規定を適用す

る。

第二十七条の二を削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十条第一項中「との間で技術導入契約の締結等」を「非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。」との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更(以下この条、第五十五条の六及び第七十条において「技術導入契約の締結等」という。)に改め、同条に次の一項を加える。

8 前各項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他の政令で定める技術導入契約の締結等については、適用しない。

第三十一条から第四十六条までを次のように改める。

第三十一条から第四十六条まで 削除
第四十八条第二項中「若しくは支払の方法」を削る。

第四十九条及び第五十条を次のように改める。
第四十九条及び第五十条 削除

第七章中第五十五条の四を第五十五条の十一と

する。

第六章の二中第五十五条の三を第五十五条の十一とし、第五十五条の二を第五十五条の十とし、

一とし、第五十五条の三とする。

第五十五条の前に次の章名を付する。

第六章の二 報告等

第五十五条を次のように改める。

(支払等の報告)

第五十五条 居住者若しくは非居住者が本邦から

外国へ向けた支払若しくは外国から本邦へ向けた支払の受領をしたとき、又は本邦若しくは外

国において居住者が非居住者との間で支払等を

したときは、政令で定める場合を除き、当該居

住者若しくは非居住者又は当該居住者は、政令

で定めるところにより、これらの支払等の内

容、実行の時期その他の政令で定める事項を主

務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同

項の支払等が銀行又は郵政官署が行う替取

引によってされるものである場合には、政令で

第五十五条の次に次の八条を加える。

(本人確認の実施状況の報告)
第五十五条の二 銀行等、郵政官署及び本邦において両替業務を行う者は、第十八条第一項(同

条第二項及び第三項において準用する場合を含む。の規定による確認の実施状況について、大

蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に報告しなければならない。

(資本取引の報告)

第五十五条の三 居住者又は非居住者が次の各号

に掲げる資本取引(特定資本取引に該当するもの)を除く。以下この条において同じ。)の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非

居住者は、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならぬ。ただし、第六号に掲げる資本取引のうち第二十三条规定により届け出なければならないときは、政令で定める場合を除き、当該居住者若しくは非居住者又は当該居住者は、政令で定めるところにより、これらの支払等の内

で定めるところにより、これらに該当するものを除く。

一 第二十条第一号に掲げる資本取引 居住者

二 第二十条第二号に掲げる資本取引(第六号に掲げる資本取引に該当するものを除く。)

三 第二十条第三号に掲げる資本取引 居住者

四 第二十条第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は

五 第二十条第五号に掲げる資本取引(次号に掲げる資本取引に該当するものを除く。) 居住者

六 第二十条第一号、第五号及び第十一号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資に係るもの 居住者

七 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外国における証券の発行若しく

は募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集 居住者

八 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行又は募集 非居住者

九 第二十条第七号に掲げる資本取引 居住者

十 第二十条第八号に掲げる資本取引 非居住者

十一 第二十条第九号に掲げる資本取引 居住者

十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者

十三 第二十条第十一号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

十四 第二十条第十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

十五 第二十条第十三号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

十六 第二十条第十四号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

十七 第二十条第十五号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

十八 第二十条第十六号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

十九 第二十条第十七号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十 第二十条第十八号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十一 第二十条第十九号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十二 第二十条第二十号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十三 第二十条第二十一号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十四 第二十条第二十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十五 第二十条第二十三号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十六 第二十条第二十四号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十七 第二十条第二十五号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十八 第二十条第二十六号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

二十九 第二十条第二十七号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十 第二十条第二十八号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十一 第二十条第二十九号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十二 第二十条第三十号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十三 第二十条第三十一号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十四 第二十条第三十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十五 第二十条第三十三号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十六 第二十条第三十四号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十七 第二十条第三十五号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十八 第二十条第三十六号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

三十九 第二十条第三十七号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

同項の規定による報告を要しないこととしたい旨並びにその氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出るものといふ。以下この条において同じ)以外の居住者が同項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の相手方が銀行等、証券会社又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかるわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

4 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、証券会社又は金融先物取引業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかるわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をする」とを要しない。

5 銀行等、証券会社、届出者及び金融先物取引業者は、それぞれ、銀行等及び証券会社については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定、金融先物取引業者については第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について大蔵省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関する大蔵省令で定める事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6 届出者は、第三項に規定する届出事項につい

て変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該変更があつた事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

7 第二項の届出に関する公告、届出者の名簿の閲覧その他の同項の届出に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五十五条の四 居住者が次に掲げる特定資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、当該特定資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

一 第二十条第二号に掲げる資本取引に係る特定資本取引

二 第二十一条第十二号に掲げる資本取引に係る特定資本取引のうち、政令で定めるもの

(対内直接投資等の報告)

第五十五条の五 外国為替業者は、対内直接投資等(相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ)を行つたときは、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第二十七条第一項の規定により届け出なければならないとされる対内直接投資等については、この限りでない。

第五十五条の六 居住者は、非居住者(非居住者の本邦にある支店等を含む。)との間で技術導入契約の締結等をしたときは、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等について、大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第三十条第一項の規定により届け出なければならないとされる技術導入契約の締結等については、この限りでない。

2 前項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他の政令で定める技術導入契約の締結等については、適用しない。

(技術導入契約の締結等の報告)
第五十五条の七 大蔵大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めることにより、外國為替業務(外國為替取引その他の取引又は行為であつて我が国の国際收支又は対外の貸借の動向と密接に関連するものとして政令で定めるもののいずれかを業として行うことをいう。第六十八条第一項において同じ)を行つた者のうち相当規模のものを行つ者として政令で定めるものに対し、当該外國為替業務に係る事項第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。)についての報告(許可等の条件)

第六十七条 主席大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならぬ。

第六十八条第一項中「外國為替公認銀行、両替商」を「外國為替業務を行つ者」に、「を行つことを営業とする」を「行為を業として行う」に、「又は工場その他の施設」に改める。

第五十五条の八 この法律で別に規定するもののほか、主席大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に對し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に關連する事項についての報告を求めることができる。

(対外の貸借及び国際収支に関する統計)
第五十五条の九 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等をした者

第七十一条を削る。

第七十二条第一号から第八号までを次のように改める。

一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(同条第一項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第七十二条第一号を削り、同条第十号中「第六十七条」を「第五十五条の八」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十一号を第十一号とし、同条を第七十一条とする。

第七十三条中「並びに第一「十七条の二」を」、「第二十七条第十三項並びに第五十五条の五第二項に改め、同条を第七十二条とし、同条の次に次の

一条を加える。

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十五条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十五条の三第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十七条第一項の規定により付した条件に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外

国貿易管理法(以下「旧法」という。)第十六条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定によ

り許可を受けた支払又は支払の受領(以下この

条において「支払等」という。が、この法律によ

る改正後の外国為替及び外國貿易法(以下「新

法」という。)第十六条第一項から第三項までの

規定に基づく命令の規定により許可を受ける義

務を課されたものに該当する場合には、当該支

払等は、政令で定めるものを除き、これらの命

令の相当規定により許可を受けたものとみな

す。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二

十一条第一項の規定若しくは同条第二項若しく

は旧法第二十四条第一項の規定に基づく命令の

規定又は旧法第二十五条第三項の規定による許

可の申請に係る資本取引又は同項に規定する取

引が、新法第二十一条第一項若しくは第二項、

第二十四条第一項若しくは第二項又は第二十五

条第四項の規定に基づく命令の規定により許可

を受けた義務を課されたものに該当する場合に

は、当該申請については、これをこれらの命令

の相当規定により許可を受けたものとみな

す。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十

六条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規

定による許可の申請に係る支払等が、新法第十

二条を第十一号とする。

六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課されたものに該当する場合には、当該申請については、これをこれらの命令の相当規定により受けたものとみなして、新法の規定を適用する。

第三条 旧法第二十二条第一項の規定若しくは同

条第一項若しくは旧法第二十四条第一項の規定に基づく命令の規定又は旧法第二十五条第三項の規定による許可を受けた資本取引(旧法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。)又

は同項に規定する取引が、新法第二十二条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二十

二項又は第二十五条第四項の規定に基づく命

令の規定により許可を受ける義務を課されたも

のに該当する場合には、当該資本取引又は当該

取引は、政令で定めるものを除き、これらの命

令の相当規定によって許可を受けたものとみな

す。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二

十一条第一項の規定若しくは同条第二項若しく

は旧法第二十四条第一項の規定に基づく命令の

規定又は旧法第二十五条第三項の規定による許

可の申請に係る資本取引又は同項に規定する取

引が、新法第二十一条第一項若しくは第二項、

第二十四条第一項若しくは第二項又は第二十五

条第四項の規定に基づく命令の規定により許可

を受けた義務を課されたものに該当する場合に

は、当該申請については、これをこれらの命令

の相当規定により許可を受けたものとみなして、新法の規定を適用する。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に旧法第二十二条第一項の規定によりさ

れた届出に係る資本取引でこの法律の施行の際現に行われていないもの(旧法第二十三条第一項の規定による資本取引に限る。以下この

項の規定の適用のある資本取引)は、当該申

請に該当する場合には、当該申請については、こ

れをこれらの命令の相当規定により受けたものとみなして、新法の規定を適用する。

2 旧法事前審査対象資本取引が、新法事前審査

対象外直接投資に該当するものであつて、届出手続完了資本取引に該当するものでないとき

は、当該旧法事前審査対象資本取引に係る届出

について、これを当該届出がされた日において

新法第二十三条第一項の規定により受けたものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引に

ついてあつた旧法第二十二条第一項の規定による勧告又は同条第四項の規定による通知(同条第五項に規定する勧告を心諾する旨の通知を除く。)は、それぞれ新法第二十二条第四項の規定による勧告又は同条第六項の規定による通知とみなす。

第五条 旧法事前審査対象資本取引が、新法第二十二条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課された資本取引(次項において「新法許可対象資本取引」といふ。)に該当するものであつて、届出手続完了資本取引に該当するものであるときは、当該旧法事前審査対象資本取引(旧法第二十二条第五項に規定する内容の変更を応諾する旨の通知がされ、又は同条第七項の規定により内容の変更を命じられたものにあっては、これらの変更がされた後のものは、政令で定めるものを除き、新法第二十二条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可があつたものとみなす。

2 旧法事前審査対象資本取引が、新法許可対象資本取引に該当するものであつて、届出手續完了資本取引に該当するものでないときは、当該旧法事前審査対象資本取引に係る旧法第二十二条第一項の規定によりされた届出については、これを新法第二十二条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可の申請とみなし、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、新法の規定による通知(同条第五項に規定する勧告を心諾する旨の通知を除く。)

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第二項の規定によりされた届出に係る資本取引(新法第二十四条第一項又は第二項の規定により設立された特別国際金融取引勘定は、新法第二十二条第三項に規定する特別国際金融取引勘定とみなす。)に該当する場合について準用する。

第六条 旧法第二十二条第二項の規定により設立された特別国際金融取引勘定は、新法第二十二条第三項に規定する特別国際金融取引勘定とみなす。

第七条 旧法第十五条に規定する外国為替公認銀行又は両替商が施行日前に行つた旧法の適用を受ける業務に係る同条の規定による報告については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六条第三項若しくは第二十九条の規定又は旧法第六十七条の規定に基づく命令の規定により報告をしなければならないとされる事項の報告については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 農業協同組合法(昭和二十一年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第二十二条項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同条第十四項中「第二十項」を「第十九項ただし書及び第二十一項」を「第十九項ただし書及び第二十項」に改め、同条第十八項を削る。

(農業協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条 の八中第十一項を削り、第十二項を第十一項とする。

第九条の九第六項中「及び第十項から第十二項まで」を「第十項及び第十一項」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十五条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)の一部を次のように改正する。

二十八号)第十四条第一項(外国為替業務の認可等の認可を受けて行う事業を除く)を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項(同項第一号に係る部分に限る)の規定による認可を受けている同項に規定する信用協同組合等は、施行日にこの法律による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項(同項第一号に係る部分に限る)の規定による認可を受けたものとみなす。

第十七条 貿易保険法(昭和十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第七号中「外国為替及び外国貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改める。

第二十三条第一項中「外國為替公認銀行(外國為替及び外國貿易管理法第十一条に規定する外國為替公認銀行をいう。以下同じ。)」を「銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)」の「他政令で定める者(以下この章において「銀行等」という。)」に改め、同条第二項中「外國為替公認銀行」を「銀行等」に改める。

第二十五条から第二十七までの規定中「外國為替公認銀行」を「銀行等」に改める。

第二十八条第二項中「外國為替公認銀行その他政令で定める者(以下「外國為替公認銀行等」といふ。)」に改める。

第三十条から第三十二条までの規定中「外国為替公認銀行等」を「保証者」と改める。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十八条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条 削除

(外國為替資金特別会計法の一部改正)

第十九条 外國為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「取扱」を「取扱い」に、「外國為替

法第七条第一項又は第二項を「外國為替及び外國貿易法第七条第一項」に改める。

附則第十一項中「基き」を「基づき」に、「外國為替

法第七条第一項又は第二項を「外國為替及び外國貿易法」に改める。

第六条第一項中「外國為替及び外國貿易管理法」を

「外國為替及び外國貿易法」に改める。

第六条第一項中「外國為替公認銀行(外國為替

及び外國貿易管理法第十一條に規定する外國為替

公認銀行をいう。以下同じ。)及び外國にある

外國銀行(以下「外國為替公認銀行等」と総称す

る。)を「銀行等(外國為替公認銀行等)と総称す

る。)」を「銀行等(外國為替公認銀行等)と総称す

る。

二(支払等の制限)に規定する銀行等(以下「の

号において「銀行等」という。)」に改め、同欄2

水「外國為替及び外國貿易法」に、「外國為替公認銀行」を

「銀行等」に改め、同欄2へ中「外國為替公認銀

行」を「銀行等」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条第一項中「外國為替及び外國貿易法(昭和二十九年法律第二百六十七号)」の一部を次のように改正する。

第二十三条 外國為替銀行法(昭和二十九年法律第六百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第二百八号)の一部を次のように改定する。

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改定する。

第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二百三十九号)の一部を次のように改定する。

第二十七条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十八号)の一部を次のように改定する。

第二十八条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改定

第二十九条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)の一部を次のように改定する。

第三十条 別表第一第一号の課税標準及び税率欄2「中

「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及

び外國貿易法」に、「第十一條に規定する外國為替公認銀行」を「第十六條の二に規定する外國為替公認銀行(以下「の号において「外國為替公認銀行」という。)」を「第十六條の二に規定する銀行等」に、「又は借入れ」を「又は借入

れ」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第二十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改定する。

第五十八条 第二項を削る。

(消費税法の一部改正)

第二十九条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第三項中「外国為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易法」に改める。

別表第一第一号中「外國為替及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改め、同表第五号中「外國為替及び外國貿易管理法第十一条第一項(外國為替及び外國貿易業務の認可等)」を「外國為替及び外國貿易法第五十五条の七(外國為替業務に関する事項の報告)」に改め、「又は外國為務に関する事項の報告」に改め、「又は外國為替及び外國貿易法第十四条第一項(両替商)に規定する両替業務」を削る。

別表第一第一号中「有価証券等」の下に「(外國為替及び外國貿易法第六条第一項第七号に規定する支払手段のうち同号ハに掲げるものが入力されている大蔵省令で定める媒体を含む。)」を加える。

(郵政官署における外國通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律の一部改正)

第三十条 郵政官署における外國通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七条)の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「外國為替

及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改める。

一 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十九号)第二十八条第二項

二 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第二十九号)第二十八号)第二项

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十四条第三項第二号及び第一百八十八条第三項第二号

四 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)第一条第一項

五 準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十五号)第二条第二項第四号

六 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律(昭和三十三年法律第二百七十八号)第一条第一項

七 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)第一条第一項

八 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十八号)第二条第一項

九 通関業法(昭和四十一年法律第二百二十一号)第二十二条第一項第一号

十 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百一十九号)第四十九条

第三項第三号及び第八条第三項

十一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)

第六条

十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十五条第一項並びに第二十一条

十三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第二百八号)第四条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項

十四 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第二百五十五号)第十三条

十五条 第四号中「し、維持」を削り、同条第四十号中「し、維持」を削り、同条第

四十一号中「の決済条件を定める」を「に係る支払又は支払の受領に使用する通貨を指定する」に改め、同条第四十一号中「管理」の下に「及び調整」を加える。

第十五条第一項中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第十六条 容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二条)第二号第一項

第十七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百三十二条)第一号

第十八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百三十二条)第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第一项中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第二十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百三十二条)第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第二十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十五条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

に改め、同条第二百三号及び第二百十四号を次のように改める。

百十三 削除

百十四 削除

第四条第二百二十一号中「外國為替及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)」に改め、「取引」の下に「又は行為」を加える。

第五条第四号中「し、維持」を削り、同条第

四十一号中「の決済条件を定める」を「に係る支

払又は支払の受領に使用する通貨を指定する」に改め、同条第四十一号中「管理」の下に「及び調整」を加える。

第二十一条第一項中「外國為替」を削る。

第二十二条第一項中「外國為替」を削り、同

项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第二十五条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第二十六条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第二十七条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第二十八条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第二十九条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第三十条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

第三十一条 第一项第一号中「外國為替及び外國貿易法」を「外國為替及び外國貿易管理法」に改める。

審査報告書

商法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月十五日

法務委員長 統 訓弘

参議院議長 斎藤 十郎殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、株式会社について、ストック・オプションに関する制度の整備を図り、取締役は譲渡するための自己株式の取得及び取締役に対するものであり、おむね妥当な措置と認めると。なお、別紙の附帯決議を行つた。

官外報

一、費用
附帯決議

政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。
一 ストック・オプション制度の導入及び株式の消却のための自己株式の取得規制の緩和に際しては、会社による株価操作あるいはインサイダー取引といった弊害を惹起するとのないよ

う、証券取引法の厳正な適用を行うとともに、

不正取引の監視体制の強化を図ること。

二 ストック・オプションを付与するに当たつては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールの確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。

三 ストック・オプション制度に係る税制については、制度の趣旨及び適正・公平な課税の観点から、平成十年度税制改正において検討すること。

四 ストック・オプション予定メタルトキハ其ノ規定

第二百十一条ノ一第一項中「使用者」を「取締役又ハ使用者」に、「百分ノ三」を「十分ノ一」に改め、同項に次の一号を加える。

三 特定ノ取締役又ハ使用者ニ対シ予メ定メタ

ル価額ヲ以テ会社ヨリ其ノ株式ヲ自己ニ譲渡

スペキ旨ヲ請求スル権利ヲ与フル契約ニ基キ

株式ヲ譲渡ス為ニ買受クルトキハ其ノ取締役

又ハ使用者ノ氏名、其ノ者ニ譲渡スベキ株式

ノ種類、数及譲渡ノ価額並ニ其ノ権利ヲ行使ニ

スルコトヲ得ベキ期間並ニ其ノ権利ノ行使ニ

付テノ条件

第二百十一条ノ二第三項中「百分ノ三」を「十分ノ一」に改める。

第二百十一条ノ二第八項に次のただし書を加える。

第三節ノ二 取締役又ハ使用者ニ対スル

新株ノ引受権ノ付与

第二百八十九条ノ九 会社ハ定款ニ定アル場合ニ

限り正当ノ理由アルトキハ取締役又ハ使用者ニ

新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ニ之ニ関スル定アル

トキトモ新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ得

ハ使用者ノ氏名、其ノ者ニフベキ新株ノ引

受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、

数及発行価額並ニ新株ノ引受権ヲ行使スルコト

二 新株ノ発行
三 取締役又ハ使用者ニ対スル新株ノ引受権ノ付与」に改める。

第一百七十五条第二項第四号ノ二の次に次の二号

ダ 行使サレザルモノアルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二百十一条ノ二に次の二項を加える。

第一項第二号ニ定ムル場合ニ於テ取締役又ハ使用者ニ同号ノ権利ヲ与フルコトヲ得ベキ期間ハ同項第一号ニ定ムル時迄トス

第二百十一条中「六月内ニ使用者ニ株式ヲ譲渡ス」を「六月内（同条第二項第三号ニ定ムル場合ニ在リテハ同号ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間内）ニ取締役又ハ使用者ニ譲渡サザリシトキハ相當ノ時期ニ株式ヲ処分ヲ為ス」に改める。

第二百十二条ノ二第二項中「第二百十条ノ二第二項名号」を「第二百十条ノ二第二項第一号及第二号」に改め、同条第四項中「第二百十条ノ二第四項乃至第八項」を「第二百十条ノ二第六項乃至第十項」に改め、同項ただし書を削る。

第二編第四章第三節ノ二の次に次の二節を加える。

第二百十一条ノ二第二項中「第二百十条ノ二第二項第一号及第二号」を「第二百十条ノ二第二項第一号及第二号」に改め、同項ただし書を削る。

官報(号外)

ヲ得ベキ期間並ニ新株ノ引受権ノ行使ニ付テノ
条件ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコト
ヲ要ス

前項ノ決議ニ依リ定ムル新株ノ引受権ノ目的タ
ル株式ノ総数ハ其ノ決議ヨリ前ノ同項ノ決議ニ
依リ定メタル新株ノ引受権ノ目的タル株式ニシ
テ未だ発行サレザルモノノ數ト併セテ發行済株
式ノ総数ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二項ノ期間ノ終期ハ同項ノ決議ノ日ヨリ十年
ヲ経過スル日後ノ日ト為スコトヲ得ズ

第二項ノ決議ハ第三百十条ノ第一項第三号ニ
定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議アリタル場合ニ
於テ其ノ決議ニ係ル譲渡スペキ株式ニシテ未ダ
取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノアルトキハ
之ヲ為スコトヲ得ズ

第二項ノ決議ハ決議後一年内ニ与フル新株ノ引
受権ニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百十一条ノ二第二項後段及第八項前段ノ規定
ハ第二項の場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十三条ノ二十 新株ノ引受権ハ之ヲ譲渡ス
コトヲ得ズ

第二百八十四条ノ二十一 第二百八十三条ノ十九第二
項ノ決議ヲ為シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テ
ハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間に内ニ新
株ノ引受権ノ行使ニ因リ發行スペキ株式ノ登記
ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコト
ヲ要ス

一 新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面
ノ別、種類、數及發行価額

二 新株ノ引受権ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間
第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス
第二百八十三条ノ二十二 新株ノ引受権ヲ行使スル
者ハ請求書ヲ会社ニ提出シ且新株ノ發行価額ノ
全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ払込ハ会社ガ払込ヲ取扱フベキモノトシ
テ定メタル銀行又ハ信託会社ニ於テ之ヲ為スコ
トヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ新株ノ引受権ヲ行使シタル
者ハ同項ノ払込ノ時ニ株主トナル

第一百七十五条第一項ノ規定ハ第一項ノ請求書
ニ、第一百八十九条ノ規定ハ第二項ノ払込ヲ取扱
フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二条ノ二第一
項ノ規定ハ第二百八十三条ノ十九第一項ノ決議
ノ規定ハ新株ノ引受権ヲ与フル場合ニ之ヲ準用
ス

二、第一百八十九条ノ規定ハ第二項ノ払込ヲ取扱
フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二条ノ二第一
項ノ規定ハ第一項ノ請求書ニ、第一百八十九条ノ
規定ハ新株ノ引受権ヲ与フル場合ニ之ヲ準用
ス

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 日次の改正規定、第一百七十五条の改正規
定、第二編第四章第三節ノ二の次に一節を加
える改正規定及び第四百二十四条の改正規定並
びに附則第六条及び第七条の規定 平成九年
十月一日

二 附則第八条から第十一条までの規定 平成
十年四月一日

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に定時総会の招集の手
続が開始された場合におけるその定時総会の決
議に係る自己の株式の取得については、なお従
前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条
の規定により従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（商業登記法の一部改正）

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二
五号)の一部を次のように改正する。

第八十二条の二第一号中「前条第四号」を「第
八十二条第四号」に改め、同条を第八十二条の
三とし、第八十二条の次に次の一条を加える。
(取締役等に与えられた新株の引受権の行使に
よる変更の登記)

第八十二条の二 商法第二百八十三条ノ十九第一
項の新株の引受権の行使による変更の登記の
申請書には、次の書類を添付しなければなら
ない。

（有限会社法の一部改正）

第四条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)
の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「第二百十条ノ二第一項
前段第六項前段」に改め、同条第五項中「第二百十条
ノ二第四項」を「第二百十条ノ二第六項」に改め
る。

第五条 証券取引法の一部改正

第二十七条の二十二の二第一項中「商法第二百十
一条ノ二第二項又は同法第二百十二条ノ二第一
項若しくは」に改め、「株式の消却のための」を
削る。

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二
五号)の一部を次のように改正する。

第八十二条の二第一号中「前条第四号」を「第
八十二条第四号」に改め、同条を第八十二条の
三とし、第八十二条の次に次の一条を加える。
(取締役等に与えられた新株の引受権の行使に
よる変更の登記)

第八十二条の二 商法第二百八十三条ノ十九第一
項の新株の引受権の行使による変更の登記の
申請書には、次の書類を添付しなければなら
ない。

一 商法第二百八十三条ノ二第一項の請求
書の提出を証する書面

一一 前条第四号に掲げる書面

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(チ)中「若しくは新株引受
権付社債」を、「新株引受権付社債若しくは新株
の引受権の行使により発行すべき株式」に改め
る。(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改
正)第八条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平
成元年法律第五十九号)の一部を次のように改
正する。第八条の見出し中「新株発行」を「新株の引受
権の付与」に改め、同条第一項前段中「特に有利
な発行額で新株を発行するには、その新株の
発行を受ける者」と、次に掲げる事項につい
てを削り、「第三百四十三条に定める決議がな
ければならない」を「第二百八十一条ノ十九第一項
に規定する新株の引受権を与える場合における
同条第三項の規定の適用については、同項中
「十分ノ一」とあるのは、「三分ノ一」とする」に
改め、同項後段及び各号を削り、同条第一項中
「決議」を「規定」に、「する場合であって、その
定款にこの条の規定による新株の発行をする」
とができる旨の定めのある場合に限り、「する」
とができる」を「商法第一百八十一条ノ十九第一項
の決議をする場合に限り、適用する」に改め、

同条第三項から第十八項までを削る。

第九条から第十一條までを次のように改め
る。

第九条から第十一條まで 削除

第十三条第一項を次のように改める。

前条の規定による報告をせず、又は虚偽の
報告をした者は、三十万円以下の罰金に処す
る。

第十二条第一項を削る。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一
項第四号」を「前項」に改め、同項を同条第二項
とする。

第十四条を削る。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改
正に伴う経過措置)第九条 前条の規定の施行前に特定新規事業実施
円滑化臨時措置法(以下この条において「新規事
業法」という。)第四条第一項に規定する実施計
画(前条の規定による改正前の新規事業法第八
条の新株発行の特例に係るものに限る。)の認定
を受けた株式会社については、前条の規定によ
る改正前の新規事業法第八条から第十一條ま
で、第十三条(第一項第四号及び第三項を除
く)及び第十四条の規定は、前条の規定の施行
後も、なおその効力を有する。第十五条の場合における商法第二百八十一条ノ二
五項、前条の規定による改正後の新規事業法第
八条第一項及び前条の規定による改正前の新規
事業法第八条第三項の規定の適用については、
商法第二百八十一条ノ二第五項中「第二百八十一条ノ
二十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議
ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモ
ノ」とあるのは「第二百八十一条ノ十九第二項ノ決
議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引
受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ又ハ商法の一
部を改正する法律(平成九年法律第
号)附
則第八条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実
施円滑化臨時措置法第八条第一項ノ決議アリタ
ル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ發
行サレザルモノ」と、前条の規定による改正後
の新規事業法第八条第一項中「十分ノ一」とある
のは「ト併セテ發行済株式ノ総数ノ十分ノ一
と、「三分ノ一」とあるのは及商法の一部を改
正する法律(平成九年法律第
号)附則第八
条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実施円滑
化臨時措置法第八条第一項ノ決議ニ係ル新株ニ
シテ未ダ發行サレザルモノノ數ト併セテ發行済
株式ノ総数ノ三分ノ一」と、前条の規定による
改正前の新規事業法第八条第三項中「と合わせ
て」とあるのは「及び商法第二百八十一条ノ十九第
百十一条ノ二第二項第三号に定める場合における係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用
人に譲り渡していないものがあるときは、する
ことができない。3 第一項の場合における商法第二百八十一条ノ二第
五項、前条の規定による改正後の新規事業法第
八条第一項及び前条の規定による改正前の新規
事業法第八条第三項の規定の適用については、
商法第二百八十一条ノ二第五項中「第二百八十一条ノ
二十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議
ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモ
ノ」とあるのは「第二百八十一条ノ十九第二項ノ決
議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引
受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ又ハ商法の一
部を改正する法律(平成九年法律第
号)附
則第八条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実
施円滑化臨時措置法第八条第一項ノ決議アリタ
ル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ發
行サレザルモノ」と、前条の規定による改正後
の新規事業法第八条第一項中「十分ノ一」とある
のは「ト併セテ發行済株式ノ総数ノ十分ノ一
と、「三分ノ一」とあるのは及商法の一部を改
正する法律(平成九年法律第
号)附則第八
条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実施円滑
化臨時措置法第八条第一項ノ決議ニ係ル新株ニ
シテ未ダ發行サレザルモノノ數ト併セテ發行済
株式ノ総数ノ三分ノ一」と、前条の規定による
改正前の新規事業法第八条第三項中「と合わせ
て」とあるのは「及び商法第二百八十一条ノ十九第
百十一条ノ二第二項第三号に定める場合における二項の決議により定めた新株の引受権の目的た
る株式であつて發行されていないものの数と合
わせて」とする。(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部
改正)第十六条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法
(平成一年法律第三十五号)の一部を次のように改
正する。第八条の見出し中「新株発行に係る株主総会
決議」を「新株の引受権の付与」に改め、同条第
一项前段中「特に有利な発行価額で新株を發行
するには、その新株の発行を受ける者」と、次に
掲げる事項について「を削り、「第三百四十
三条に定める決議がなければならない」を「第二
百八十一条ノ十九第一項に規定する新株の引受
権を与える場合における同条第三項の規定の適用
については、同項中「十分ノ一」とあるのは、
「五分ノ一」とする」に改め、同項後段及び各号
を削り、同条第二項中「決議」を「規定」に、「す
る場合であつて、その定款にこの条の規定によ
る新株の發行をすることができる旨の定めのあ
る場合に限り、することができる」と商法第二
百八十一条ノ十九第二項の決議をする場合に限
り、適用する」に改め、同条第三項から第六項
までを削る。第九条から第十一條までを削り、第十一條を
第十四条第一項を次のように改める。

第十四条第一項を次のように改める。

前条の規定による報告をせず、又は虚偽の

報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十四条を第十一條とする。

第十五条を削る。

(特定通信・放送開発事業実施法滑化法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 前条の規定の施行前に特定通信・放送開発事業実施法滑化法(以下「この条において「通信・放送開発法」という。)第四条第一項の認定又は第五条第一項の変更の認定を受けた実施計画(前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条の新株發行に係る株主総会決議の特例に係るものに限る。)に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社については、前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条から第十一条まで、第十四条(第一項第四号を除く。)及び第十五条の規定は、前条の規定の施行後も、なほその効力を有する。

2 前項の場合における前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条第一項の決議は、商法第二百十条ノ一第二項第三号に定める場合における同項の決議があつた場合において、その決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡していないものがあるときは、することができない。

3 第一項の場合における商法第二百十条ノ二第五項、前条の規定による改正後の通信・放送開

発法第八条第一項及び前条の規定による改正前の通信・放送開発法第八条第三項の規定の適用について、商法第二百十条ノ二第五項中「第

二百八十九条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受權ニシテ未ダ行使サレザルモノ」とあるのは「第二百八十九条ノ十

九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受權ニシテ未ダ行使サレザルモノ

又ハ商法の一部を改正する法律(平成九年法律第号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前ノ

特定通信・放送開発事業実施法滑化法第八条第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ發行サレザルモノ」と、前条の規定による改正後の通信・放送開発法第八条第一項中「十分ノ一」とあるのは「ト併セテ發行済株式ノ総数ノ十分ノ一」と、「五分ノ一」とあるのは「及商法の一部を改正する法律(平成九年法律第号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前ノ

特定通信・放送開発事業実施法滑化法第八条第一項ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ發行サレザルモノ」とあるのは「ト併セテ發行済株式ノ総数ノ十分ノ一」と、「五分ノ一」とあるのは「及商法の一部を改正する法律(平成九年法律第号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前ノ

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿 法務委員長 続 訓弘
要領書

不正取引の監視体制の強化を図ること。
株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案
本法律案は、公開会社について株式を消却する手続を緩和して、定款で授權された範囲内で取締役会の決議により、自己株式を取得して消却することができる」ととするものであり、おむね妥当な措置と認める。

右の本院提出案をここに送付する。

平成九年五月八日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿

右決議する。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年五月八日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、公開会社について株式を消却する手続を緩和して、定款で授權された範囲内で取締役会の決議により、自己株式を取得して消却することができる」ととするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

右決議する。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年五月八日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

右の本院提出案をここに送付する。

平成九年五月八日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿

附帯決議
政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年五月八日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿

一、ス Tok - オプション制度の導入及び株式の消却のための自己株式の取得規制の緩和に際しする手続に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定めることにより、資本市場の効率化と活性化を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること目的とする。

第一條 この法律は、公開会社について株式を消却する手續に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定めることにより、資本市場の効率化と活性化を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券取引所 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十一項に規定する証券取引所をいう。

二 証券業協会 証券取引法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。

三 上場株式 証券取引所に上場されている株式をいう。

四 店頭売買株式 証券業協会に備える証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原本簿に登録されている株式をいう。

五 公開会社 上場株式の発行者である会社又は店頭売買株式の発行者である会社をいう。

六 証券会社 証券取引法第一条第九項に規定する証券会社をいう。

七 外国証券会社 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第一条第一号に規定する外國証券会社をいう。

八 公開買付け 証券取引法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。

(株式の消却の手続に関する商法の特例)

第三条 公開会社は、走款をもつて、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議によりその株式を買い受けて消却する

ことができる旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、定款をもつて、その定めをした日後において取締役会の決議により定めなければならない。

3 前項の株式の総数は、発行済株式の総数の十分の一を超えることができない。

4 第一項の決議においては、買い受けるべき株式の種類、数及び取得価額の総額を定めなければならない。

5 第一項の決議によりその決議後最初の決算期に関する定期総会の終結の時までに買い受けることができる株式の取得価額の総額は、最終の貸借対照表上の純資産額から商法第二百九十二条ノ五第三項各号の金額及び同条第一項の規定により分配した金額の額の合計額を控除した額の二分の一を超えることができない。

6 第一項の決議による株式の買受けは、前項の定時総会の終結の後においては、することができない。

7 購買を受けた株式の買受けをしたときは、その買受けをした取締役は、会社に対し連帯して、違法に買い受けた株式の取得価額につき賠償の責めに任ずる。

8 商法第二百六十六条第一項、第三項及び第五項の規定は、前項の取締役の責任について準用する。

(商法の準用等)

第九条 取締役、商法第二百八十八条第三項において準用する同法第六十七条ノ一の職務代理人又は同法第二百五十八条第二項の職務代理人が、取得価額の総額並びに失効の手続をした旨を報告しなければならない。

(取締役の責任)

第六条 第三条第五項の規定に違反して同条第一項の規定による株式の買受けをしたときは、そ

の買受けをした取締役は、会社に対し連帯して、違法に買い受けた株式の取得価額につき賠償の責めに任ずる。

7 第一条この法律は、平成九年六月一日から施行する。

(施行期日)

第八条 この法律においては、なほ従前の例による。

(証券取引法の一部改正)

第九条 商法第二百二十二条ノ一第五項から第七項までの規定は、第三条第一項の規定による株式の買受けについて準用する。

10 第二十三条の六第一項中「又は第二百二十二条ノ一第一項」を「若しくは第二百二十二条ノ二第一項」に改め、「規定による定期総会の決議」の下に「又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第二百二十二条ノ二第一項)」とあるのは、「第二百二十二条ノ二第一項又は株式

は、この限りでない。

(株式を買い受けた場合の措置)

第五条 第三条第一項の規定により株式を買い受けたときは、会社は、連帯なく、その株式について失効の手続をしなければならない。

6 第三条第一項の規定により株式を買い受けたときは、取締役は、その買受けに係る決議後最初の決算期に関する定期総会において、買受けをした理由、買い受けた株式の種類、総数及び取得価額の総額並びに失効の手続をした旨を報告しなければならない。

7 第二条この法律において、主務省令は、大蔵省令・法務省令とする。

(過料)

第八条 この法律において、主務省令は、大蔵省令・法務省令とする。

第九条 取締役、商法第二百八十八条第三項において準用する同法第六十七条ノ一の職務代理人又は同法第二百五十八条第二項の職務代理人が、

第五条第一項の規定に違反して、株式の失効の手続をしなかったときは、百万円以下の過料に処する。

(附則)

第十条 第二条この法律は、平成九年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

(証券取引法の一部改正)

第十三条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第十四条 第二十三条の六第一項中「又は第二百二十二条ノ一第一項」を「若しくは第二百二十二条ノ二第一項」に改め、「規定による定期総会の決議」の下に「又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第二百二十二条ノ二第一項)」とあるのは、「第二百二十二条ノ二第一項又は株式

の消却の手続に関する商法の特例に関する法律

第三条第一項」とする。

(主務省令)

第八条 この法律において、主務省令は、大蔵省令・法務省令とする。

(過料)

第九条 取締役、商法第二百八十八条第三項において準用する同法第六十七条ノ一の職務代理人又は同法第二百五十八条第二項の職務代理人が、

第五条第一項の規定に違反して、株式の失効の手続をしなかったときは、百万円以下の過料に処する。

(附則)

第十条 第二条この法律は、平成九年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

(証券取引法の一部改正)

第十三条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第十四条 第二十三条の六第一項中「又は第二百二十二条ノ一第一項」を「若しくは第二百二十二条ノ二第一項」に改め、「規定による定期総会の決議」の下に「又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第二百二十二条ノ二第一項)」とあるのは、「第二百二十二条ノ二第一項又は株式

官 報 (号 外)

令で定めるところにより、当該決議があつた定期総会の終結した日」の下に「又は当該取締役会の決議があつた日」を加え、「当該決議後」を「当該定期総会の決議後又は当該取締役会の決議後に」、「当該決議に基づいて」を「当該定期総会の決議又は当該取締役会の決議に基づいて」に改める。

第二十七条の一(十一)の二(第一項中「第一二百十

二条ノ一第一項」の下に「又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一項」を加える。

第五十六条の二第四項中「第二百九十条及び第二百九十三条ノ五」を「第一百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」に、「同法第二百十条ノ四第二項」を「商法第二百十条ノ四第二項」に改める。

第一百六十六条第一項第一号ハ中「又は」を「若しくは」に改め、「第一二百十二条ノ一」の下に「又

(保険業法の一部改正)

は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条」を加え、同条第五項第四号の二中「又は第二百十二条ノ二」の規定による」を「若しくは第二百十二条ノ二」又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定による」に、「又は第二百十二条ノ二第一項」を「若しくは第二百十二条ノ二第一項」に改め、

「定期総会の決議」の下に「又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条第一

項に規定する取締役会の決議(同条第四項に規定する事項に係るものに限る。以下この号において同じ。)」を加え、「当該決議の内容が」を「当該定期総会の決議又は当該取締役会の決議の内容が」に、「当該決議前に」を「当該定期総会の決議又は当該取締役会の決議の前に」に、「当該決議に基づいて」を「当該定期総会の決議又は当該取締役会の決議に基づいて」に改める。

(銀行法の一部改正)

第四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第四項中「及び第二百九十三条ノ五(中間配当)」を「第二百九十三条ノ五(中間配当)及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第 号)第三条(株式の消却に関する商法の特例)」に、「同法第二百十条ノ四第二項」を「商法第二百十条ノ四第二項」に改める。

四第一項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第五条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「若しくは第二百十二条ノ二第一項」を「第二百十二条ノ二第一項若しくは第二百十二条ノ二」又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定による法律(平成九年法律第 号)第三条第一

官 報 (号 外)

第明治三十五年五月三十日
便物認可日

平成九年五月十六日 參議院會議錄第二十五号

三二一

発行所
虎ノ門一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03 (3537) 4294

定価
配本体一部

料 〇〇〇五円
別